

平成24年3月12日

各位

三菱UFJ信託銀行株式会社

新商品「ずっと安心信託」の販売開始について

三菱UFJ信託銀行株式会社（取締役社長 ^{おかうち きんや}岡内 欣也）は、お客さまご自身とご家族のご資金を守り、計画的にお受け取りいただける新たな信託商品「ずっと安心信託」を、本日より販売開始しましたので、お知らせいたします。

「ずっと安心信託」は、以下3つの安心機能がセットになった商品です。これらの安心機能は自由に組み合わせてご利用いただくことが可能です。

- ① お客さまご自身の生活に合わせて、生活資金を「計画的に」お受け取りいただけます。
- ② 万一の際に必要な資金を簡単な手続きでご家族が「すぐに」お受け取りいただけます。
- ③ 相続後の生活資金をご家族が「継続して」お受け取りいただけます。

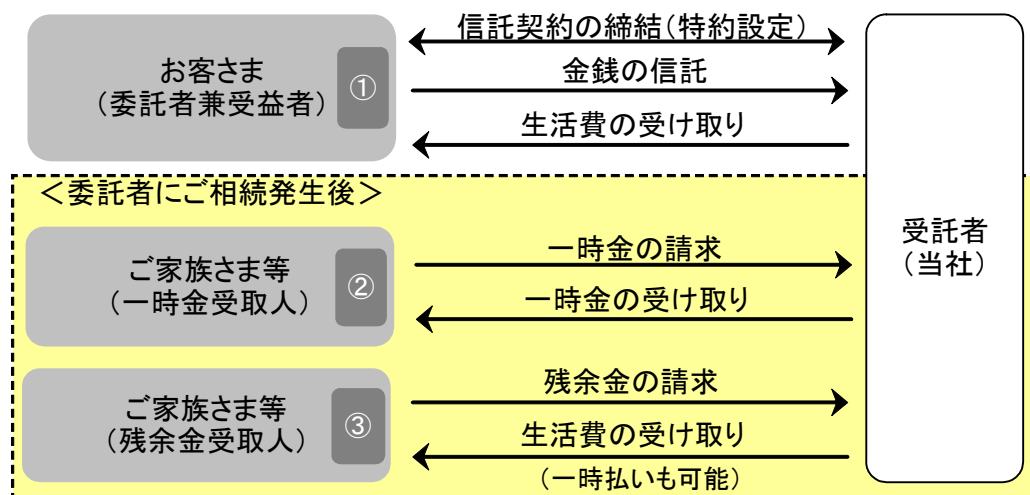
「ずっと安心信託」は、お客さまとご家族の「安心」のためにご資金を管理する新しい金融商品です。今後も、三菱UFJ信託銀行は、資産管理の機能を活かした商品・サービスをご提供し、お客さまの幅広いニーズにお応えしてまいります。

【商品概要】

販売対象	個人のお客さま
信託金額	500万円以上3,000万円以下（1円単位）
信託期間	5年以上30年以内
運用方法	金銭信託5年ものによる合同運用（元本保証・預金保険制度対象）
信託報酬	・管理報酬：無料 ・運用報酬：3月・9月の各25日および信託財産交付日の前日に、金銭信託5年ものの運用収益から予定配当額（予定配当率と信託金の元本により計算される額）等を差し引いた額
受益者	①お客さまの相続開始までの受益者：お客さま ②一時金受取人 ^{※1} ：お客さまの推定相続人の中から1名を指定 ③残余金受取人 ^{※2} ：お客さまの推定相続人の中から指定（複数名指定可） ※1 お客さまの相続開始時に一時金を受け取る方 ※2 お客さまの相続開始後に上記一時金を控除した残額を定時定額（または一時払い）で受け取る方

以上

【スキーム図】



- ① 生活資金の原資（金銭）を金銭信託に預け入れ、その中からお客さまが生活費を定時定額払いで受け取れる
- ② お客さまに相続が開始した時に、ご家族さま等が一時金を受け取れる
- ③ お客さまに相続が開始した後に、ご家族さま等が生活費を定時定額払い（または一時払い）で受け取れる